

参考資料 国際的な動向（総論）

ポスト2020生物多様性枠組・ 次期生物多様性国家戦略の検討プロセス

- 次期生物多様性国家戦略は、第5次環境基本計画や、国内外の議論等を踏まえ検討を進める。
- ・国際的な議論（ポスト枠組の検討、IPBES地球規模評価報告書、GBO5等）
 - ・国内での調査・研究（S-15、JBO3、国家戦略の点検、国家戦略研究会報告書等）

地球規模での検討

生物多様性条約の検討プロセス

・公開ワーキンググループ（OEWG）・補助機関会合等

地球規模での概況把握・分析

・IPBES 地球規模評価報告書 2019/5 ・GBO5 2020/9

国内での検討

第5次環境基本計画 2018年

環境研究総合推進費による研究
(S-15) 2016年度～2020年度

研究グループ

国内の状況の総合評価（JBO3）
2018年度～2020年度

検討会

国家戦略実施状況の点検
2019年度～2020年度

関係省庁会議

次期国家戦略研究会
2020年～2021年

研究会

中央環境審議会（自然環境部会、小委員会）
2021/8/27～

次期国家戦略

2022年秋頃予定

30by30
ロードマップ
(2022年予定)

30by30
基本コンセプト
(2021/8/27)

日本からの
貢献・発信

サブミッション
(文書での意見提出)

コミットメント
(世界目標への各国の貢献)

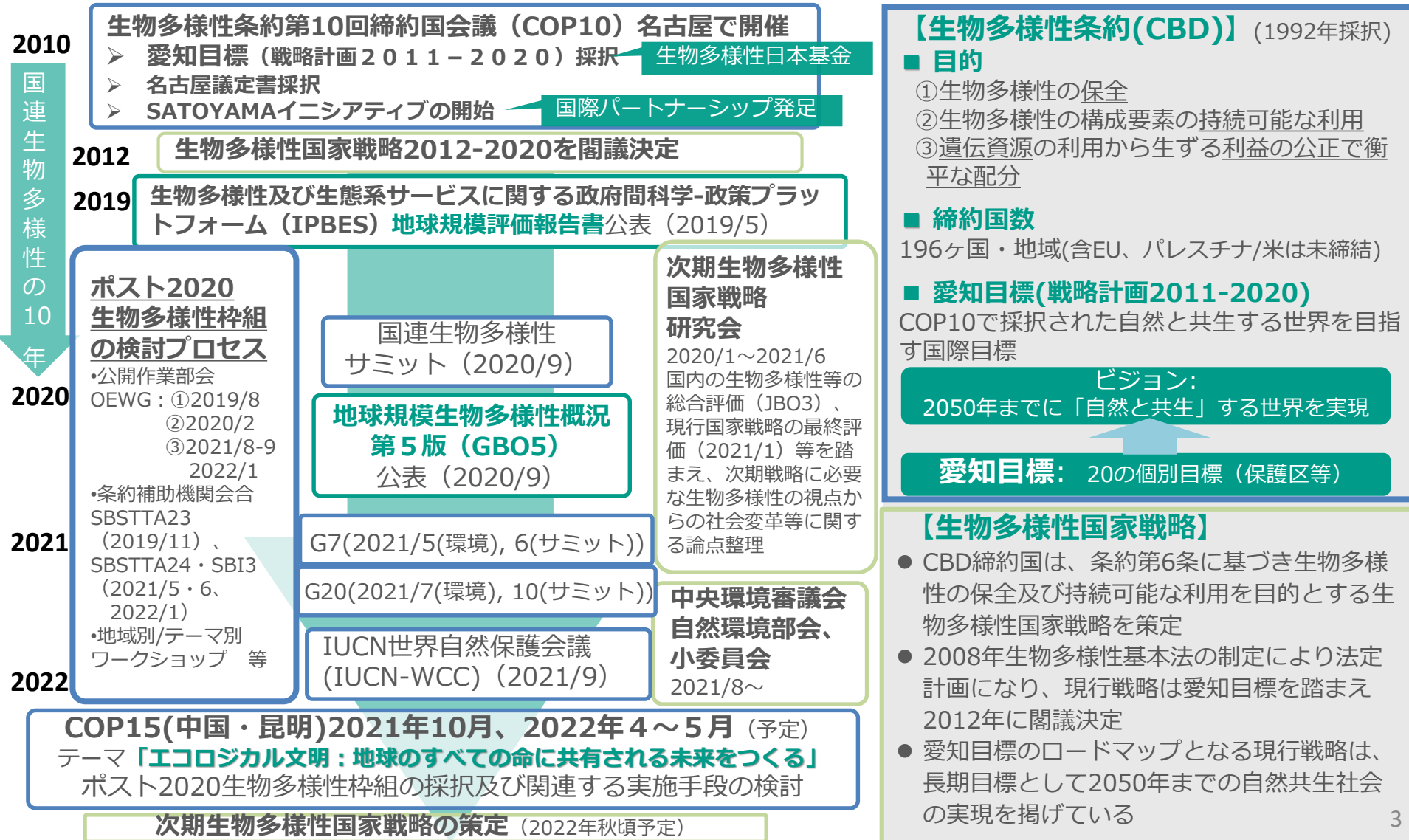
ポスト2020
生物多様性枠組

生物多様性条約COP15
(2022年5月見込)

(※)ポスト2020生物多様性枠組案の主要な目標として検討されている、2030年までに陸域の30%と海域の30%を保全・保護を目指す目標。2021年6月のG7サミットにおいて、G7国は世界目標の決定に先駆けて30by30を進めることに合意。

生物多様性の次期世界目標に向けた動き

2020年を目標年とした愛知目標を、科学的な評価・達成状況も踏まえて見直し、新たな世界目標である「ポスト2020生物多様性枠組」がCOP15第二部（2022年4～5月）で決定される。



参考資料 国際的な動向（科学的な評価の概要）

- 気候変動や土地利用変化等の生物多様性損失の直接的な要因への対処に加えて、損失の間接要因となる社会経済活動への対応が重要（IPBES・GB05）。
- 生物多様性と多様な分野とのシナジー強化が重要（IPBES・GB05）。
- 各国が設定した国別目標の内容が愛知目標の達成には十分ではなかった（GB05）。

◆ IPBES※地球規模評価報告書（2019年5月） ※生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム

- 自然変化を引き起こす要因は過去50年間に加速。

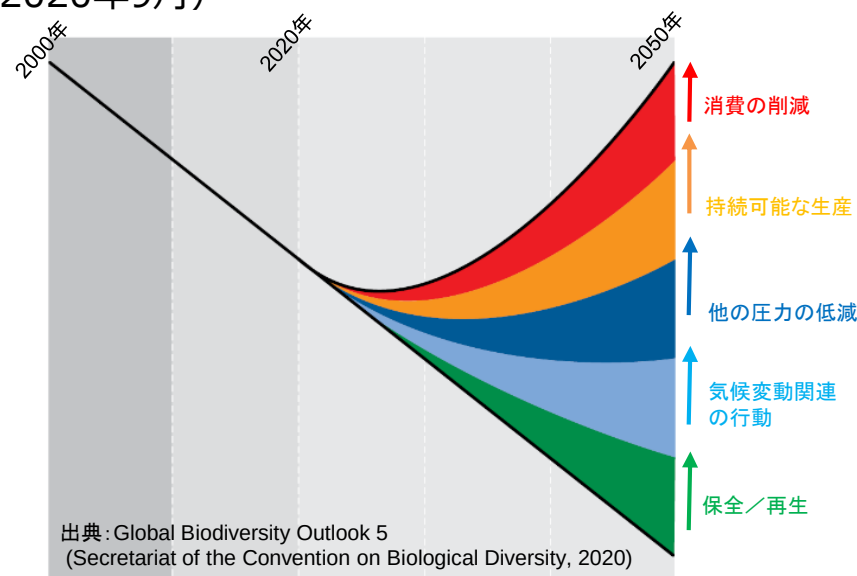
直接要因；①陸と海の利用の変化、②生物の直接的採取、③気候変動、④汚染、⑤外来種の侵入

間接要因の例；生産・消費パターン、人口動態、貿易、技術革新、地域から世界的な規模でのガバナンス

- このままでは、生物多様性保全と持続可能な利用に関する国際的な目標は達成できず、目標達成に向けては（間接要因に働きかける）横断的な「社会変革（transformative change）」が必要。

◆ 地球規模生物多様性概況第5版（GB05）（2020年9月）

- ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたが、20の個別目標で完全に達成できたものはない。
- 未達成の理由として、愛知目標に応じて各国が設定する国別目標の範囲や目標のレベルが、愛知目標の達成に必要とされる内容と必ずしも整合していなかったことを指摘※。
- 2050年ビジョン「自然との共生」達成には、「今まで通り（business as usual）」から脱却し、社会変革が必要。食料生産・消費をはじめとする8分野での移行（transition）が重要。



※地域により状況の異なる生態系を対象とした愛知目標の決定文書において、国別目標の設定における柔軟性が決議されている。

地球規模評価報告書 (2019)のポイント

- ・ 自然がもたらすもの※は世界的に劣化し、自然変化を引き起こす要因は過去50年間に加速。
- ・ このままでは、生物多様性保全と持続可能な利用に関する国際的な目標は達成できず、目標達成に向けては（間接的要因に働きかける）横断的な「社会変革（transformative change）」が必要。

① 自然がもたらすもの（NCP）※は世界的に劣化。

※自然がもたらすもの（Nature's contributions to people）は、IPBESにおいて生態系サービスとほぼ同義の用語として使用。自然がもたらす負の影響も含まれている。

② 自然の変化を引き起こす直接的・間接的要因は、過去50年の間に加速。地球規模で自然の変化に大きな影響を与えている、

直接的な要因；(1)陸と海の利用の変化、(2)生物の直接的採取、(3)気候変動、(4)汚染、(5)外来種の侵入

間接的な要因；(1)生産・消費パターン、(2)人口動態、(3)貿易、(4)技術革新、(5)地域から世界的な規模でのガバナンス

③ このままでは自然保護と自然の持続可能な利用に関する目標は達成されない。

しかし、経済・社会・政治・科学技術における横断的な**社会変革（transformative change）**により、2030年そしてそれ以降の目標を達成できる可能性。

④ **社会変革（transformative change）**を促進する緊急かつ協調的な努力が行われることで、自然を保全、再生、持続的に利用しながらも同時に国際的な社会目標を達成できる。

社会変革（transformative change） 生物多様性の損失要因のイメージ

とりわけレバレッジ・ポイントに適用されるスマートな政策の組み合わせを含む、統合的、適応的、且つ、情報を基にした、包括的ガバナンスアプローチ



- ・「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」の最終評価として生物多様性条約事務局が各締約国の「国別報告書」とIPBESアセスメント等をもとにまとめたもの（2020年9月15日公表）。
- ・ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたものの、20の個別目標で完全に達成できたものはない。
- ・2050年ビジョン「自然との共生」の達成には、「今まで通り（business as usual）」から脱却し、社会変革が必要。

愛知目標の評価

- ①愛知目標の20の個別目標のうち完全に達成できたものはないが、6つの目標が2020年の達成期限までに部分的に達成と評価。

※20の個別目標に含まれる60の「要素」の内、

- － 7要素が達成
- － 38要素が進捗
- － 13要素が進捗がなかったか後退
- － 2要素の進捗は不明とされた。

- ②未達成の理由として、愛知目標に応じて各国が設定する国別目標の範囲や目標のレベルが、愛知目標の達成に必要とされる内容と必ずしも整合していなかったことを指摘。

戦略目標A. 生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処

- 目標1：生物多様性の価値と行動の認識
- 目標2：生物多様性の価値を国・地方の戦略及び計画プロセスに統合
- 目標3：有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用
- 目標4：持続可能な生産・消費計画の実施

戦略目標B. 直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進

- 目標5：森林を含む自然生息地の損失を半減→ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少
- 目標6：水産資源の持続的な漁獲
- 目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理
- 目標8：汚染を有害でない水準へ
- 目標9：侵略的外来種の制御・根絶
- 目標10：脆弱な生態系への悪影響の最小化

愛知目標と達成状況：部分的に達成した目標：6（黄色囲み）、未達成の目標：14（赤囲み）

戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善

- 目標11：陸域の17%、海域の10%を保護地域等により保全
- 目標12：絶滅危惧種の絶滅が防止
- 目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化

戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化

- 目標14：自然の恵みの提供・回復・保全
- 目標15：劣化した生態系の15%以上の回復を通じ気候変動緩和・適応に貢献
- 目標16：ABSに関する名古屋議定書の施行・運用

戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化

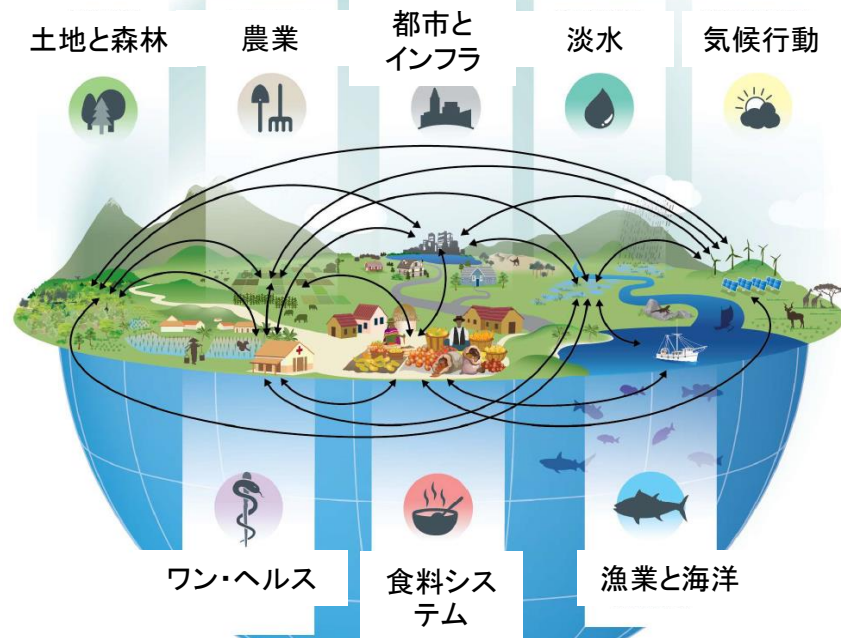
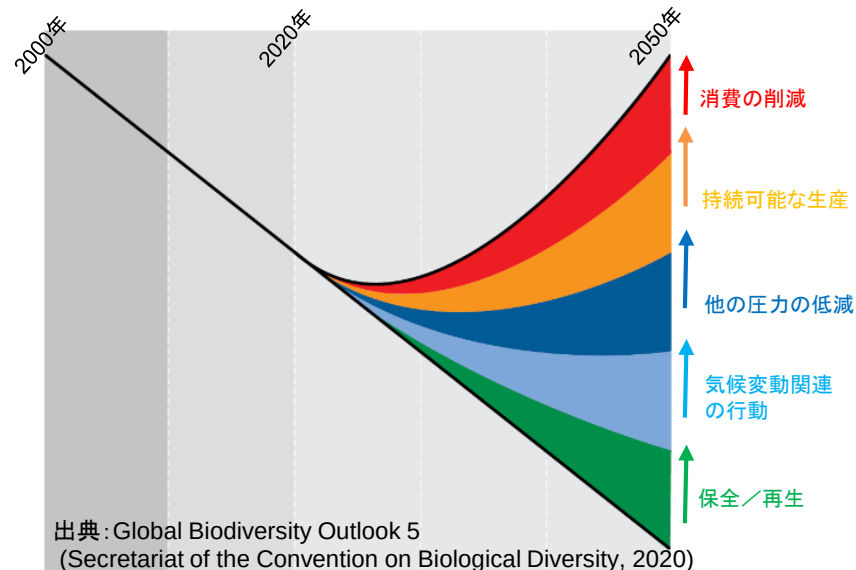
- 目標17：国家戦略の策定・実施
- 目標18：伝統的知識の尊重・統合
- 目標19：関連知識・科学技術の向上
- 目標20：資金を顕著に増加

生物多様性の損失を低減し回復させるための行動

- ・「今まで通り(business as usual)」からの脱却、社会変革 (transformative change)が必要。
- ・個別ではなく連携した対応が必要。
- ・これにより、生物多様性の低下を止め、増加に転じさせることで、2030年以後に生物多様性のネット・ゲインを実現する可能性を指摘。

2050年ビジョン達成に向けて移行(transition)が必要な8分野

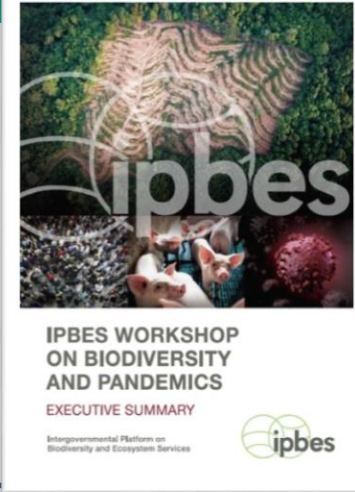
- ①土地と森林・・・生態系の保全・再生
- ②持続可能な淡水・・・水質改善、侵略的種防除、連続性の確保
- ③持続可能な漁業と海洋・・・海洋及び沿岸生態系の保護・再生、漁業再建、水産養殖業の管理
- ④持続可能な農業・・・アグロエコロジー等の農業システムの再設計、生物多様性への悪影響を最小限にした生産性向上
- ⑤持続可能な食料システム・・・肉と魚の消費を抑えた植物主体の食生活、廃棄物の大幅削減
- ⑥都市とインフラ・・・「グリーンインフラ」の展開、都市及びインフラの環境フットプリント低減
- ⑦持続可能な気候行動・・・化石燃料の段階的かつ速やかな廃止、自然を活用した解決策(NbS)
- ⑧生物多様性を含んだワン・ヘルス・・・生態系や野生生物の利用を管理し、健全な生態系と人の健康を促進



IPBES パンデミックと生物多様性 ワークショップ報告書(2020)の概要

- ・ パンデミックの根本的な原因は、土地利用の変化、農業の拡大と集約化、野生生物の取引と消費などの生物多様性の損失や気候変動を引き起こす地球環境の変化と同じである。
- ・ 感染症対策について、従前の事後対応から、予防を行う「社会変革 (transformative change)」を促す政策オプションが必要。

※新型コロナウイルスを受け、2020年7月27～31日にパンデミックと生物多様性に関するワークショップがオンライン開催された。当該ワークショップには、22人の専門家が参加し、本報告書は、その結果をまとめたもの（2020年10月公開）。なお、本報告書はIPBES総会の承認を得たものではない。



【現状】

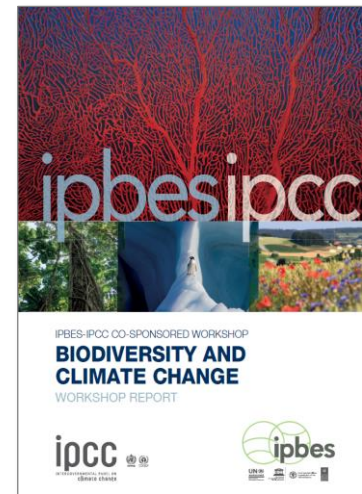
- ・ ほ乳類や鳥類を宿主とするウイルスとして、170万もの未発見のウイルスがあることが推定され、そのうち54万～85万のウイルスが人間に感染しうる。
- ・ 1960年以降に報告される新規感染症の30%以上は、土地利用の変化（森林破壊、居住地の拡大、穀物や家畜生産の拡大、都市化）がその発生要因となっている。
- ・ 感染症は年間3兆ドル以上の経済的損失をもたらす。

【提言】

- ・ パンデミックを予防する対策（野生動物の取引の削減や土地利用変化の抑制などの戦略や、ワン・ヘルスによる監視など）の強化。（その費用は、パンデミックにより引き起こされる経済的損失と比較して1/100）
- ・ パンデミックのリスクを低減し、対処するために役立つと思われる政策オプションの例
 - ハイレベル政府間会合の設立、政府内でのワン・ヘルス・アプローチの制度化
 - 人獣共通感染症のリスクを減らすために国際的な野生生物取引において、「保健及び貿易」に関する新たな政府間パートナーシップの構築

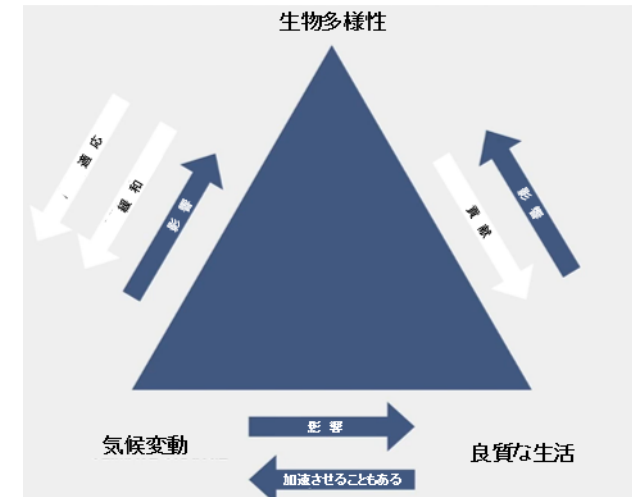
- 「生物多様性と気候変動に関するIPBES-IPCC合同ワークショップ」の成果。
(2021年6月公表)
- 気候と生物多様性の間には複雑な相互作用があり、生物多様性は人や生態系が気候変動に適応する助けになること、また、気候、生物多様性と人間社会を一体的なシステムとして扱うことが効果的な政策の鍵であるなどと述べている。

※ 2020年12月14~17日にオンラインで合同ワークショップが開催され、IPBESとIPCCからそれぞれ25名、計50名の専門家参加を得て科学的査読を経たものではあるが、IPBES公式のレビュープロセスは経ておらず、IPBES総会の承認は得られていない。



キーメッセージ

- 地球上の**気候と生物多様性**の間には**複雑な相互作用**があり、人間社会に大きく影響する。これらを切り離して別々に制御できない。
- 人間活動と気候変動の生物多様性への影響**が増大、自然と自然の恵みを損なっている。(水産資源の枯渇、旱魃、熱波、森林火災等)
- 気候変動影響と生物多様性の損失は、現代の生態系と人間社会への**深刻な脅威**。(生物の分布変化、森林炭素貯蔵の減少等)
- 気候変動緩和策**には、生物多様性に貢献するものもあれば損なうものもある。
(例：マングローブ保全vs.バイオ燃料作物の大規模栽培)
- 生物多様性は、人や生態系が**気候変動に適応**する助けになる。生物多様性損失を防止、抑制または反転させる対策は気候変動適応に貢献する。
(30-50%の陸域・海域生態系の効果的な保全)
- 気候、生物多様性と人間社会を一体的なシステムとして扱う**ことが効果的な政策の鍵。ランドスケープ、都市や農山漁村地域での生物多様性保全と気候変動対策の統合が有効。
- あらゆる部門の野心的な排出削減と**自然を活用した解決策**の親和性。
- 社会生態系における**ガバナンスの変革**が、気候と生物多様性のレジリエンス(回復力)がある将来の発展経路を導く。



出典：IPBES and IPCC (2021) Scientific Outcome of the IPBES-IPCC co-sponsored workshop on biodiversity and climate change. p4

IPCC第6次評価報告書の概要

<IPCCとは>

■ 世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により、**1988年に設立**された政府間組織。2021年7月時点で**195の国と地域が参加**。**科学的中立性**（政策的に中立。特定の政策の提案を行わない。）を重視して報告書を公表している。

<報告書の位置づけや議論の対象について>

■ 1990年に第1次評価報告書が公表され、これまで第5次評価報告書が公表されるまで、**概ね5～6年ごと**に気候変動に関する最新の科学的知見が評価・報告されている。本報告書は**国際条約交渉および国内政策の礎として活用**されている。

■ IPCCの**第1作業部会(WG1)**は**気象科学等の自然科学的根拠**、**WG2**は**温暖化による社会への影響やそれに対する適応**、**WG3**は**温暖化の緩和**を取扱い、各作業部会における報告書と3つの報告書を統合した報告書が公表される。

<第6次評価報告書に関するスケジュール>

■ 2021年8月に**WG1の報告書承認・受諾済**。

■ 2022年2月にWG2、同年3月にWG3、同年9月に統合報告書の公表を予定。

■ <政策決定者向け要約のポイント>

- 「人間の影響が大気・海洋・陸域を温暖化させてきたことは**疑う余地がない**」と報告書に記載され、**人間の活動が温暖化の原因であると初めて断定された**。
- 世界の国々を**地域別に評価を行い**、極端現象（極端な高温、大雨など）が**増加している観測データを得る**とともに、その変化は**人間の影響が関係している可能性が高いことが示された**。
- 世界平均気温は、本報告書で考慮した**全ての排出シナリオにおいて、少なくとも今世紀半ばまでは上昇**を続けることが示された。**温室効果ガスの排出の増加を直ちに抑え、その後大幅に減少させるシナリオ**においては、**21世紀末に地球温暖化は約1.5℃未満に抑えられる可能性が高い**。
- **極端な高温や大雨**などが起こる**頻度とそれらの強度**が、地球温暖化の進行に伴い**増加**すると予測される。また、気温上昇を2℃と比べて1.5℃に温暖化を抑えることで、これらの**極端現象の頻度等を抑制**しうる。

参考資料 国際的な動向（ポスト生物多様性枠組の検討）

ポスト2020生物多様性枠組 検討スケジュール

「ポスト2020生物多様性枠組」の採択に向け、国際的な議論が進行中。
また、生物多様性に関連したイベントや発信も多数行われている。



生物多様性にまつわる最近の国際的な動き（30by30等）

G7サミット（6月）、G7気候・環境大臣会合（5月）

- 2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させるという強い決意を確認した「2030年自然協約」（首脳コミュニケの附属文書）に合意。
- COP15における野心的かつ効果的な「ポスト2020生物多様性枠組」に向け尽力。
- 2030年までに世界とG7各国内の陸地と海洋の30%を保全（OECM等）・保護するという目標（30by30）を支持

リーダーによる自然への誓約 (Leaders' Pledge for Nature : LPN)

- 昨年9月に開催された国連生物多様性サミットの際に署名が開始された首脳級のイニシアティブ。
- 2030年までに生物多様性の減少傾向を食い止め、回復に向かわせる10の約束事項を列記。
- 5/28に当時の菅総理から参加を表明。

G20サミット（10月）、環境大臣会合（7月）

- いくつかの国が、「リーダーによる自然への誓約（LPN）」及び2030年までに陸地・海洋の少なくとも30%を保全・保護すること（30by30）にコミット。各国の状況に基づき、この目的に向けて前進するべく支援するとともに、他の国々が同様にコミットすることを奨励・支持。
- 野心的で、バランスのとれた、実践的で、効果的で、強固で、変革的な「ポスト2020生物多様性枠組」を実施するための努力を引き続き支持。

自然と人々のための高い野心連合 (High Ambition Coalition for Nature and People)

- 「ポスト2020生物多様性枠組」において、「2030年までに、地球上の陸と海の少なくとも30%を保護する」という目標の位置づけ等を求める野心連合。
- 今年1月のワンプラネットサミットで正式に発足し、当時の小泉大臣から参加を表明。

ポスト2020生物多様性枠組の検討状況

- 次期枠組みの議論は、愛知目標をベースに、条約3目的（保全、持続可能な利用、遺伝資源利用の利益配分）のバランスを重視して進行。
- 愛知目標と比べ、数値目標が増加、社会・経済活動に関連する目標が充実・強化。
- 野心的な目標設定を目指す一方で、実現可能性の観点から慎重な意見もある。
- 目標設定のみならず、その実施強化のための方策（資金、モニタリング・評価等）も重視。

● 目標設定に関する検討状況

- 愛知目標に比べ数値目標が増加（3個→9個（1次ドラフト））、社会・経済活動の関連目標が充実・強化。
- 全体的に、目標に掲げられた内容と指標の整合が不完全。
- 保護地域、種の回復、外来種等の保全に関する目標は強化の方向で議論が進む一方で、海洋保護区、汚染等は、実現可能性の観点から慎重な意見もある。
- 社会・経済活動との関連では、IPBES等の指摘を踏まえて、多くの締約国が目標設定の必要性を指摘。一方、CBDのマンデートを越えるとして一部の途上国は強く懸念。併せて、指標やベースラインの議論も必要。
- 資金及びABSは先進国と途上国で大きく対立。特に、ABSにおけるゲノム情報（デジタル情報（DSI））も利益配分の対象とするか否かは、CBDの対象外であるとの、そもそも論からの意見の違いがあり、また、他の議論とのパッケージ・ディール化が予想される。

● 実施強化に関する検討状況

- モニタリング・評価の仕組みは、愛知目標での教訓を踏まえて、グローバルストック・テイクの導入をはじめ、強化の方向で議論が進行。
- 特に、グローバル・ストックテイクの対象になる目標、指標、ベースラインの設定は重要な論点。

(参考)ポスト2020生物多様性枠組 1次ドラフトの構造

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2050年ゴール (A~D) 及び2030年マイルストーン

**A 生態系15%増、絶滅速度を1/10に減、
遺伝的多様性を90%維持**

- i 自然生態系の面積、連結性及び一体性が少なくとも5%増加
- ii 絶滅リスクを10%減少
- iii 遺伝的多様性を90%維持

**B 保全と持続可能な利用により、自然が
もたらすもの(NCP)を評価・維持・強化**

- i 意志決定において自然及びNCP*が十分考慮されること
- ii SDGsにも貢献しながら、NCPの長期の持続可能性が確保されること

**C 遺伝資源の利用から生じる利益が公正
かつ衡平に配分**

- i 遺伝資源提供者が配分される金銭的利益の割合の増加
- ii 利益配分での非金銭的利益の増加

**D 2050ビジョン達成のための財政手段及
びその他の手段に係るギャップの縮小**

- i 生物多様性に必要な毎年7,000億ドルの資金不足(ギャップ)を縮める
- ii 能力構築、科学技術協力等の資金以外の手段を利用可能にする
- iii 2030年までに、その後の10年間の資金及び手段を約束する

2030年ミッション

地球と人類の恩恵のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるため、緊急な行動を社会全体で起こす

2030年ターゲット (取るべき行動)

a 脅威の縮小

1. 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持
2. 劣化した生態系の20%を再生・復元
3. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全
4. 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動
5. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に
6. 外来生物の新規侵入及び定着を50%減
7. 環境中の栄養分の喪失を半減し、環境への農薬の放出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶
8. 年100億トンCO₂相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献

b 人々の要請に応える

9. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保
10. 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性等を向上
11. 大気質、水の質と量の調節に、災害からの保護に貢献する自然の恵みを維持・促進
12. 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加
13. ABSを促進・確保するための措置の実施

c ツールと解決策

14. 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合
15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減
16. 廃棄量を半減させるべく、責任ある選択と、必要な情報の入手を可能にさせる
17. バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施
18. 生物多様性に有害な補助金を改廃、年5,000億ドル分削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をもたらさないようにする
19. 全ての財源からの資源(資金)動員を年2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億ドル増やす
20. 啓発、教育、研究により、重要な情報が生物多様性管理の意志決定の指針となることを確保
21. 生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保

実施サポートメカニズム／実現条件／責任と透明性／アウトリーチ、啓発、広報

*NCP: Nature's Contribution to People: 自然がもたらすもの(自然の恩恵)。生態系サービスに代わる概念としてIPBESが提唱。

(参考)ポスト2020生物多様性枠組 1次ドラフト ヘッドライン指標

2050年ゴール(A~D)とヘッドライン指標

A 生態系15%増、絶滅速度を1/10に減、遺伝的多様性を90%維持

A.0.1 選定された自然生態系及び改変された生態系の面積
A.0.2 種の生息地指数
A.0.3 レッドリスト指数
A.0.4 種内で遺伝的に有効な個体数が500を超える個体群の割合

B 保全と持続可能な利用により、自然がもたらすもの(NCP)を評価・維持・強化

B.0.1 生態系サービスについての国の環境・経済勘定

C 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分

C.0.1 伝統的知識を含むABS合意の結果としての遺伝資源の利用から受領した金銭的利益
C.0.2 ABS合意から生じた研究・開発製品の数

D 2050ビジョン達成のための財政手段及びその他の手段に係るギャップの縮小

D.0.1 GBF実施のための資金の調達
D.0.2 国の生物多様性に関する計画策定プロセスと実施手段に関する指標

2030年ターゲット(取るべき行動)とヘッドライン指標

a 脅威の縮小

1. 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持

1.0.1 生物多様性を統合している空間計画でカバーされている陸域と海域の割合

2. 劣化した生態系の20%を再生・復元

2.0.1 劣化した又は転換された生態系の内、再生が行われている生態系の割合

3. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全

3.0.1 保護地域及びOECMのカバー率

4. 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動

4.0.1 人と野生生物との軋轢によって影響を受ける種の個体数の割合
4.0.2 中期又は長期の保存施設に保存されている食料と農業のための植物の遺伝資源の数

5. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に

5.0.1 合法かつ持続可能な方法で収穫されている野生生物の割合
5.0.2 生物学的に持続可能な水準に収まっている漁業資源の割合

6. 外来生物の新規侵入及び定着を50%減

6.0.1 侵略的外来種の拡大速度

7. 環境中の栄養分の喪失を半減し、環境への農業の放出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶

7.0.1 沿岸の富栄養化の可能性の指数
7.0.2 プラスチックごみの密度
7.0.3 耕作地における農業の使用

8. 年100億トンCO₂相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献

8.0.1 土地利用と土地利用変化に起因する国別温室効果ガスインベントリ

b 人々の要請に応える

9. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保

9.0.1 野生種の利用から生じる便益についての国の環境・経済勘定

10. 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性を向上

10.0.1 生産性が高く、持続可能な農業の下にある農地の割合
10.0.2 持続可能な森林管理に向けた進展

11. 大気質、水の質と量の調節に、災害からの保護に貢献する自然の恵みを維持・促進

11.0.1 生態系による大気質、水の質及び量の調整、及び災害と異常現象からのすべての人々の保護についての国の環境・経済勘定

12. 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加

12.0.1 市街地の中で公共に解放されている緑地や親水地の平均占有率

13. ABSを促進・確保するための措置の実施

13.0.1 利益の公正かつ衡平な配分を確保するための法的、行政的または政策的な運用中の枠組みの指標

c ツールと解決策

14. 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合

14.0.1 生物多様性の価値を主流化するために、どの程度、の国別目標が採択されているか
14.0.2 環境経済勘定(SEEA)の実施として定義される、国の勘定及び報告への生物多様性の統合

15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減

15.0.1 生物多様性に対するビジネスの依存状況及び影響

16. 廃棄量を半減させるべく、責任ある選択と必要な情報の入手を可能にさせる

16.0.1 食品廃棄物指数
16.0.2 人口1人あたりのマテリアルフットプリント

17. バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施

17.0.1 人の健康も考慮しつつ、バイオテクノロジーが生物多様性に与える潜在的な悪影響を防止、管理、およびコントロールするために講じられている措置の指標

18. 生物多様性に有害な補助金を改廃、年5,000億ドル削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をあたらないようにする

18.0.1 生物多様性にとって有害な補助金やその他の奨励措置で、転用、目的の変更、又は撤廃されたものの金額

19. 全ての財源からの資源(資金)動員を年2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億ドル増やす

19.0.1 生物多様性のための政府開発援助
19.0.2 生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する公共支出及び民間支出

20. 啓発、教育、研究により、重要な情報が生物多様性管理の意思決定の指針となることを確保

20.0.1 伝統的知識を含む、管理のための生物多様性に関する情報とモニタリングに関する指標

21. 生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民、女性、若者の権利確保

21.0.1 IPLCsの伝統的な領地における土地保有権
21.0.2 先住民及び地域社会(IPLCs)の伝統的な領地における土地保有権
21.0.1 IPLCs、女性・女児、青年が生物多様性に関係する意思決定への参加の度合 17

1 愛知目標から発展した次期枠組みを追求

- 愛知目標は次期目標に必要とされる基本的要素が含まれており、これを基礎とした枠組みとする。
- 愛知目標よりも後退せず、最新の科学的知見と、より分かりやすい内容により、2050長期ビジョン「自然と共生する世界」の実現を目指す。
- COP10議長国として目標等をまとめた経験から、多くのステークホルダーが参加できる環境を重視。

2 国内での着実な取組の進展につながる世界目標の設定

- 国内において取組を更に進めることが期待される分野において、世界目標の設定を目指す。
 - ・ 経済活動における生物多様性の主流化、
 - ・ 気候変動対策との連携を進める生態系を基盤とするアプローチ、
 - ・ 外来種対策等の強化 等
- 他方、資源動員、ABS（ゲノム情報（デジタル情報DSI））等には慎重に対応する。

3 SATOYAMAイニシアティブを核とし、2050年長期ビジョン「自然との共生」の実現に貢献

- 地域循環共生圏の海外展開（ローカルSDGs、地域の持続可能な開発への寄与）
- ポスト目標を踏まえて策定される途上国の生物多様性国家戦略策定支援

生物多様性条約COP15第一部の結果概要

- COP15第一部：2021年10月11日～15日にオンラインと対面（中国・昆明）で実施
- 参加国・出席者数：154ヶ国（オンライン参加：約2500人、現地参加：約2900人）
- ハイレベルセグメント：9名の首脳級（中国、露、仏 等）及び99名の閣僚級が参加
 - ・首脳級会合：10月12日
 - ・閣僚級会合：10月12日～13日 各国のステートメント、「昆明宣言」※
（※効果的なポスト2020生物多様性枠組採択に向けたモメンタムの維持を主目的とする。）

●ハイレベルセグメントに山口環境大臣がライブ出席

（発言のポイント）

○ポスト枠組みにおいて重要な要素：

30by30、Nature-based Solutions、ビジネス、PDCAサイクル

○ポスト枠組みに向け、

次期生物多様性国家戦略の検討を既に開始していることを紹介

国際支援として、総額1,700 万米ドル規模の生物多様性日本基金（JBF）第二期を表明



ハイレベルセグメントにおける主な発言

(リーダーズサミット)

- ・中国・習国家主席：

昆明生物多様性基金を設置し、15億元（262億円）を途上国に出資することを表明。

- ・露・プーチン大統領：

国土の25%以上が保護下にある。2024年までに23保護地域を新設する。

- ・仏・マクロン大統領：

仏は、2030年以降は森林減少を伴う商品は輸入しないこととした。

ワンヘルス、30by30、破壊された生態系30%の再生を世界に求める。

気候基金の30%が生物多様性に使われるようにすべき。

- ・コスタリカ・アルバラード大統領：

30by30を進めるHigh Ambition Coalition※を立ち上げた（※77か国 11月17日現在）

- ・英・チャールズ皇太子：

陸海を守るとは人類を守ることにもつながる。30by30が重要。

(閣僚級会合)

- ・EU：

9月に公表した通り、途上国支援を倍増予定。

- ・英国：

COP26議長国として、自国の国際的な気候資金は少なくとも30億ポンドが自然やNbSにも貢献するよう
にしたい。

有害補助金や森林伐採に対処する国際アライアンスを立ち上げ。

- ・ブラジル：

実施の障壁は先進国から途上国への資源動員であり、議論の出発点。

CBDR（共通だが差異ある責任）の認識が必要。

昆明宣言の概要

- 「昆明宣言」は、**13日の閣僚級会合（閉会）セッションで採択**[※]

※本宣言はCOP決定ではなく法的拘束力はない。

※宣言の概要

- ・ 効果的な**ポスト2020生物多様性枠組**の発展、**採択及び実施**（OP1）
- ・ 生物多様性の保全と利用の統合（「主流化」）の推進、セクター横断的な調整メカニズムの強化（OP3）
- ・ **生物多様性国家戦略の作成**及び更新の加速化及び強化（OP4）
- ・ **保護地域・OECM**を通じた保全・管理、種や遺伝的多様性の保護、生物多様性への脅威の根絶（OP5）
- ・ 違法野生生物捕獲・取引の取締り（OP7）
- ・ **遺伝資源の利用から生ずる利益配分**の確保（OP8）
- ・ 関連するバイオテクノロジーの開発や評価、規制、管理、移転の措置等を必要に応じて強化（OP9）
- ・ **生態系を活用したアプローチ**（NbSとも呼ばれると脚注付き）の適用、ワンヘルス・アプローチの促進（OP10）
- ・ **感染症の流行からの回復**における政策が生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献（OP12）
- ・ 生物多様性に**有害な補助金**を含む奨励措置の改廃（OP13）
- ・ SDGsへの貢献、気候変動枠組条約等との連携（OP17）

参考資料 国際的な動向（COP26）

国連気候変動枠組条約第26回締約国会合（COP26）結果概要

会合結果のポイント

- COP26が10月31日（日）～11月13日（土）、英国・グラスゴーで開催された。
- 岸田総理が首脳級会合「**世界リーダーズサミット**」に参加した。岸田総理から、2030年までの期間を「**勝負の10年**」と位置づけ、全ての締約国に野心的な気候変動対策を呼びかけた。
- 英国の主導で実施された「議長国プログラム」では、我が国から、気候変動対策の重点分野における取組の発信やグラスゴー・ブレイクスルー等の実施枠組みへの参加等の対応を行った。
- 国連気候変動枠組条約交渉では、我が国も積極的に交渉に貢献し、パリ協定6条（市場メカニズム）をはじめとする重要な交渉議題で合意に至り、**パリ協定ルールブックが完成**。**歴史的なCOP**となった。

1. 首脳級会合「世界リーダーズ・サミット」（11月1日（月）～2日（火））

- 岸田総理から、2030年までの期間を「勝負の10年」と位置づけ、全ての国に野心的な気候変動対策を呼びかけた。
- また、我が国の取組として、
 - ①我が国の新たな2030年温室効果ガス削減目標、
 - ②今後5年間の最大100億ドル資金支援の追加コミットメント及び適応資金支援の倍増の表明、
 - ③アジアにおけるゼロ・エミッション火力転換への支援、
 - ④グローバル・メタン・プレッジへの参加、等の野心的な気候変動対策について発信を行った。
- 岸田総理の演説での新たなコミットメントには、**多くの参加国・機関から高い評価と歓迎の意が示された**。



世界リーダーズ・サミットで演説を行う岸田総理
官邸HPから引用。

2. 山口壮環境大臣のCOP26会合・イベントへの参加

「パリ協定ルールブックの完成」・「日本の取組の発信」の2つの大きな目的を達成。

● 国際交渉への貢献

- ・ 長年の宿題であった市場メカニズムのルール交渉が完結。今世紀半ばのカーボンニュートラル及び経過点である2030年に向けた野心的な緩和・適応策を促す文言が盛り込まれる。
- ・ 閣僚級協議やバイ会談（米中を含む主要10カ国・地域）を通じて、交渉に積極的に関与。
- ・ 日本の提案（政府承認に基づく二重計上防止策）が市場メカニズムのルール合意のベースになり、交渉妥結に大きく貢献。



クロージング・プレナリーでのステートメント



米・ケリー大統領特使とのバイ会談

● 日本の取組の発信

- ・ ジャパン・パビリオンにおける展示及びイベントの開催等を通して、国内そして世界の脱炭素化に向けた日本の取組をアピール。
- ・ 循環経済とカーボンニュートラル、脱炭素都市、脱炭素社会と福島復興まちづくり等、7つのサイドイベントに参加（ビデオメッセージ含む）。



循環経済×カーボンニュートラル イベント 24

3. 交渉結果

日本代表団からは、外務省、環境省、経済産業省を含む10省庁225名が交渉に参加した。

●COP全体決定

最新の科学的知見に依拠しつつ、パリ協定の1.5℃努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボン・ニュートラル及びその経過点である2030年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求める内容となっている。決定文書には、全ての国に対して、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の速減及び非効率な化石燃料補助金からのフェーズ・アウトを含む努力を加速すること、先進国に対して、2025年までににすることを求める内容が盛り込まれた。途上国の適応支援のための資金を2019年比で最低2倍

●市場メカニズム

パリ協定第6条に基づく市場メカニズムの実施指針が合意され、当該合意により、パリルールブックが完成した。実施指針のうち、二重計上の防止については、我が国が打開策の一つとして提案していた内容（政府承認に基づく二重計上防止策）がルールに盛り込まれ、今回の合意に大きく貢献した。

●透明性枠組み

各国の温室効果ガス排出量の報告及びNDC達成に向けた取組の報告様式を全締約国共通の表形式に統一することが合意された。

●共通の時間枠

温室効果ガス削減目標を2025年に2035年目標、2030年に2040年目標を通報（以降、5年毎に同様）することを奨励。

●気候資金

2025年以降の新たな途上国支援の数値目標の議論を開始。新たな協議体を立ち上げ、2024年まで議論することとなった。



COP26決定文書採択の瞬間
UNFCCC事務局HPから引用。

COP26における気候変動と生物多様性の損失

成果文書（グラスゴー気候合意）において自然生態系の保護・保全・回復の重要性が指摘。また、英国主催による「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」への100か国以上の署名など、気候変動の視点による生物多様性保全も重視。

「グラスゴー気候合意」における主な生物多様性関連の要約（仮訳）

- **気候変動と生物多様性の損失**という、**相互に関連した地球規模の危機**を認め、また、気候変動への適応と緩和のための利益を得る上で、**自然と生態系の保護・保全・回復が果たす重要な役割**を認める。
- 温室効果ガスの吸収源および貯蔵庫として機能し、生物多様性を保全することにより、条約の長期的な地球規模の目標を達成するため、**森林その他の陸域および海洋の生態系を含む自然および生態系を保護し、保全し、回復**させることの重要性を強調する。

「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」等

- 英国主催による首脳級の「森林・土地利用イベント」が開催され、**2030年までに 森林減少を食い止め、森林の再生に取り組む目標**を掲げた「**森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言**」に141ヶ国が署名（11/12）。日本も署名済み。
- また、その実現に向け、12の国・地域が今後5年間で合計120億ドルの公的資金の確保を約束する「**グローバル森林資金プレッジ**」を表明。我が国も、世界リーダーズ・サミットにおける岸田総理の演説の中で約2.4億ドルの資金支援を行うことを表明。
- さらに、議長国プログラムのイノベーション・イベントでは、電力・陸運・鉄・水素・**農業**の各分野での**2030年に向けた取組**を示す「グラスゴー・ブレイクスルー」が立ち上げられた。